

退職者用

2025年度

NSKグループ 団体総合保険のご案内

団体傷害
総合保険

ゴルファー
保険^(注1)

自転車
保険^(注2)

新・団体
医療保険^(注3)

(注1) ゴルフ中のみの傷害危険補償特約セット団体傷害総合保険 (注2) 交通傷害危険のみ補償特約セット団体傷害総合保険
(注3) 医療保険基本特約・疾病保険特約・傷害保険特約・がん保険特約等セット団体総合保険

【団体傷害総合・自転車保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

【ゴルファー保険にご加入の皆さまへ】

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、ゴルフ関連特約の料率改定・個人賠償責任補償特約の約款改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

「NSK グループ団体総合保険」 ご加入のおすすめ

2025年7月
日本精工株式会社 人事総務本部

社員の皆さまの福利厚生制度の一環として、『NSKグループ団体保険』を導入して58年目を迎えます。
この保険は、会社として、必要最低限と思われる補償内容を吟味したうえ、実質40%割引（次頁ご参照）で加入できるスケールメリットのある制度です。

「皆さまが必要な補償を、選びやすく」という観点から、商品をラインナップしております。

日頃、補償の検討や選択・手配が先延ばしになっている場合もあるかと思われます。

この機会にご自身およびご家族の皆さまの万が一の備えとしてご検討頂き、生活設計にお役立てください。

40%
OFF

1 圧倒的に割安な保険料

2 保険料は2025年11月(保険始期の2か月後)にご登録口座から引き落とし

3 お手続方法は加入依頼書をご覧ください

申込締切日

2025年7月18日(金)

保険期間

2025年9月1日(月) 午後4時～2026年9月1日(火) 午後4時

社内窓口

中外商事株式会社 NSK 保険サービス事業部
問い合わせ先は裏表紙をご覧ください。

引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社

NSKグループ団体総合保険の特長!!

圧倒的に割安な保険料

団体契約損害保険の割引には、加入者が増えると安くなる「団体割引」と、損害率が下がると安くなる「優良割引」の2種類があり、その合算で割引率が決まります。

そのため、毎年割引率は見直しをしておりますが、今年は40.0%割引となります。

- 団体割引は 20%
- 優良割引は 25%
- 割引率(団体割引と優良割引の合算)は 40.0%

40% OFF

保険料
一覧表で一目瞭然に
補償内容が
「見える!!」
P3.4



2025年9月開始分

$$1 - (1 - 20\%) \times (1 - 25\%) = 40.0\%$$

団体割引率 優良割引率

特長
1

がん診断保険金を、
2年に1回を限度に
何度でもお支払い

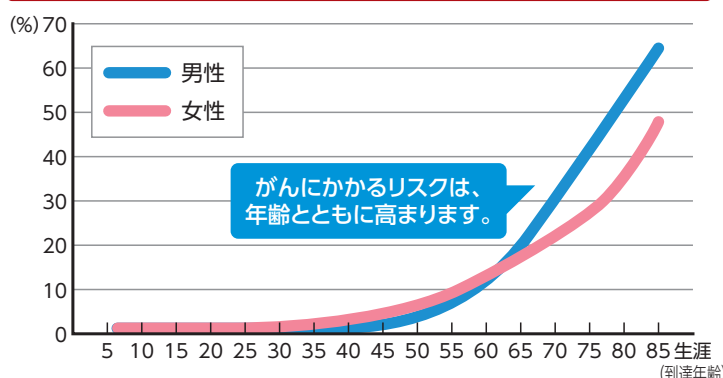
特長
2

「抗がん剤治療」、
「がん外来治療」、
「先進医療補償」も
セットで充実補償

特長
3

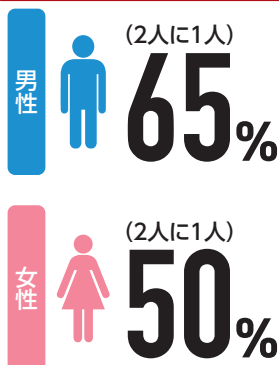
待期間がなく
契約時からすぐに
補償がスタート

がんにかかるリスク年齢階級別 累積罹患リスク 2015年 全部位※1



※1: 国立がん研究センターがん情報サービス
「がん登録・統計」グラフデータサービス罹患データ(全国推計値)

がんと診断される割合



国立がん研究センター
2018年統計データより

詳細はP.12へ

お支払事例のご紹介

※実際のお支払いはご加入の内容やケガ、損害の状態により異なります。

CASE1 自転車で事故!

自転車を運転中、T字路の出会い頭で衝突。
自分もケガをしたが、相手には後遺障害が
残り、過失割合分を賠償。

◆どの補償で支払われるの?

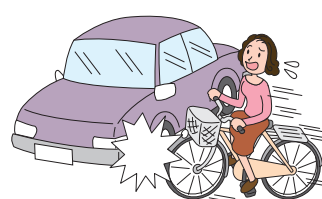
- 自転車保険
- 団体傷害総合保険

通院1日目から補償

保険金お支払い例: 約**700万円**

加害者として責任を問われる場合(個人賠償責任補償)

- ①他人にケガをさせる
- ②他人の財物を壊す(損害を与える)



被害者となる場合

- ③自分のケガ



(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

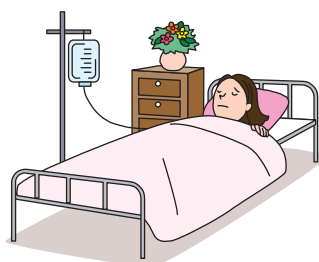
CASE2 病気で入院!

盲腸で手術、5日間入院。術後の通院も2日必要となった。

◆どの補償で支払われるの?

- 新・団体医療保険

入院、手術、4日以上
入院の退院後の通院



保険金お支払い例: **18万円**

CASE3 ケガで通院!

駅の階段から足を踏み外して足と腰を打撲。

◆どの補償で支払われるの?

- 新・団体医療保険
- 団体傷害総合保険
- 自転車保険

どちらもケガによる通院が
1日からでもお支払い



保険金お支払い例: **2万円**

保険金のお支払方法等重要な事項は、中外商事のHP (<https://www.nsk.com/chugai/>)にある「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

SOMPO 健康・生活サポートサービスのご案内

SOMPO 健康・生活サポートサービスは、損保ジャパンのNSKグループ団体総合保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

<サービスメニュー>

- 健康・医療相談サービス ● 介護関連相談サービス ● 人間ドック等検診・検査紹介・予約サービス
- 医療機関情報提供サービス ● 専門医相談サービス(予約制)
- 法律・税務・年金相談サービス(予約制) 一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えするものです。
- メンタルヘルス相談サービス ● メンタルITサポート(WEBストレスチェック)サービス
- こどものお悩みほっとライン

- (注1) 本サービスは損保ジャパンのグループ会社およびその提携業者がご提供します。
- (注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
- (注3) ご利用は日本国内からにかぎります。
- (注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- (注5) ご相談内容やお取次ぎ事項によっては、有料になる場合があります。
- (注6) 1回のご相談時間は30分までとし、頻回利用される場合ご利用回数制限をお伝えする場合があります。

- (注7) 対応者の指名はできません。
- (注8) ご利用者がオペレーターや看護師等に対して脅迫的言動、誹謗、中傷、もしくは性的嫌がらせ等を行った場合、または業務を妨害する行為等が認められる場合には、利用制限および利用停止をさせていただきます場合があります。
- (注9) 相談の回答はあくまでも一般的な健康や医療に関する情報提供を目的としており、診療行為その他医療行為を提供するものではありません。
- (注10) ご利用いただく際は、加入者証等に記載のSOMPO 健康・生活サポートサービス専用電話番号までご連絡ください。

SOMPO笑顔倶楽部

SOMPO笑顔倶楽部は、MCI(軽度認知障害)の早期発見や認知機能低下の予防に寄与するサービスから、万が一要介護状態になった場合の介護サービス紹介等まで一貫した有用な情報をWEB上で加入者の皆さまにご提供します。

「SOMPO笑顔倶楽部」の主なコンテンツ

認知症知識・最新情報	認知症やMCI、介護に関する基礎知識や最新情報をご提供します。
認知機能チェック	認知症・MCIの予兆を把握(チェック)するサービスを提供します。認知機能チェックを習慣化し、自身の変化を捉えることが予防につながります。
サービスナビゲーター	お客さまの日常生活の状況やお住まいの地域等から、認知機能低下予防に向けておススメのサービスを提示します。
認知機能低下の 予防サービスの紹介	予兆把握、運動、睡眠、学習、言語、音楽、心理相談など、認知機能低下の予防につながるサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。
介護に関するサービスの紹介	SOMPOホールディングスグループの介護会社「SOMPOケア」を中心とした介護に関するサービスをご紹介します。 ※パートナー企業が提供し、提供サービスは有償・無償いずれもあります。

- (注1) 本サービスの詳しい内容につきましては、SOMPO笑顔倶楽部のサービス利用規約をご確認ください。
- (注2) お住まいの地域や、やむを得ない事情によってサービスのご利用までに日数を要する場合やサービスをご利用いただけない場合があります。
- (注3) 本サービスはSOMPO笑顔倶楽部を運営する損保ジャパンのグループ会社およびその提携先の企業が提供するサービスです。
- (注4) 本サービスは、サービスパートナー企業のサービスについて、損保ジャパンが紹介するものです。サービスをご利用の場合にかかる費用はお客さまのご負担となります。

NSK団体総合保険 補償内容と保険料一覧表

		団体傷害総合保険 (職種級別A級、手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約セット)						
		ファミリーコース			パーソナルコース			
		基本補償		オプション補償	基本補償		オプション補償	
		0F5型	0F6型	0FM型	0P5型	0P6型	0PM型	0L型
補償の対象となる場合		突然の事故によるケガ		携行品損害補償	突然の事故によるケガ		携行品損害補償	弁護のちから (弁護士費用総合補償特約)
補償内容	入院	本人 6,000円/日	本人 5,500円/日	—	6,000円/日	2,500円/日	—	—
		配偶者・その他親族 4,000円/日	配偶者・その他親族 3,000円/日					
	手術	外来の手術：入院保険金日額の 5 倍 入院中の手術：入院保険金日額の 20 倍 重大手術：入院保険金日額の 40 倍		—	外来の手術：入院保険金日額の 5 倍 入院中の手術：入院保険金日額の 20 倍 重大手術：入院保険金日額の 40 倍		—	—
	通院	本人 4,000円/日	本人 3,500円/日	—	4,500円/日	1,500円/日	—	—
		配偶者・その他親族 2,500円/日	配偶者・その他親族 2,000円/日					
	死亡・後遺障害	本人 400万円	本人 300万円	—	500万円	200万円	—	—
		配偶者・その他親族 250万円	配偶者・その他親族 200万円					
	被害事故補償	本人・配偶者・その他親族 1,500万円		—	1,500万円		—	—
個人賠償責任	1億円		—	1億円		—	—	
その他	—		携行品損害補償50万円 (自己負担額1事故3,000円)	—		携行品損害補償50万円 (自己負担額1事故3,000円)	弁護士費用 (自己負担割合10%) 通算300万円限度 法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円) 通算10万円限度	
加入条件	—		0F5または0F6のいずれかの加入が必要です	—		0P5または0P6のいずれかの加入が必要です	0P5または0P6のいずれかの加入が必要です	
一時払保険料	46,170円		37,900円	2,850円	20,450円	8,380円	1,850円	5,690円
	この種目は年齢問わず保険料は同額です。							

〈新・団体医療保険の保険料について〉

- (※1) 保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- (※2) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
- (※3) 新・団体医療保険は新規・継続加入ともに満79歳までの方が対象となります。
- (※4) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- (※5) 本保険は介護医療保険料控除の対象になります。（2025年4月現在）
- (※6) がん補償については、がん外来治療保険金支払限度日数変更特約がセットされています。
- (注) 「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
(<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html>)

契約の概要

- 保険期間 …… 1年（以降1年ごとに更新します）
 - 保険金額 …… 下記項目ごとに記載しています。
 - 保険料 …… 型ごとに一時払保険料を記載しています。
 - 適用される割引 …… ○団体割引：20%
○過去の損害率による割引25%
- ※□数選択はできません（1□での加入のみ）。

ゴルフ保険 (ゴルフ中のみの傷害 危険補償特約、熱中症 危険補償特約セット)		自転車保険 (交通傷害危険のみ 補償特約セット) (※2)	
0G型	0J型		
ゴルフプレーに伴う事故によるケガ	交通事故によるケガ		
6,000円/日	5,000円/日		
外来の手術： 入院保険金日額の5倍 入院中の手術： 入院保険金日額の10倍	外来の手術： 入院保険金日額の5倍 入院中の手術： 入院保険金日額の20倍 重大手術： 入院保険金日額の40倍		
3,000円/日	—		
550万円	500万円		
—	—		
1億円 (※1)	1億円		
ホールインワン・ アルバトロス費用 50万円	—		
ゴルフ用品 30万円	—		
—	—		
6,800円	3,230円		
〈ゴルフ保険と自転車保険の保険料について〉 (※1) ゴルフ賠償責任になります。 (※2) 手術保険金倍率変更特約および重大手術 保険金倍率変更特約セット。 (※3) ゴルフ関連特約の保険料の変更を行って います。			

	新・団体医療保険 (手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)							
		基本補償			＋オプション補償	単独加入可能		
					先進医療等 費用補償特約	介護一時金 支払特約	がん補償	
		0A型	0B型	0C型	0Y型	0Z型	0W型	
補償の対象となる場合	病気・ケガによる 入院・手術・通院 (病気の場合は退院後の通院)				日本国内で先進医療 ^(※) を受けたことにより負担した技術料や臓器移植に要する費用等	要介護2から5に該当、または損保ジャパンが定める所定の要介護状態に該当し90日を超えて継続した場合	がんによる入院・手術・外来治療、診断時の一時金、抗がん剤治療費、先進医療等費用	
保険金額 補償内容	入院	10,000円/日	7,000円/日	5,000円/日	—	—	がん入院 保険金 10,000円/日	
	手術	外来の手術：入院保険金日額の5倍 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 重大手術：入院保険金日額の40倍			—	—	がん手術 保険金(定額) 重大手術 40万円 入院中の手術 20万円 外来の手術 5万円	
	通院	5,000円/日	4,000円/日	3,000円/日	—	—	がん外来治療 保険金 5,000円/日	
	死亡・ 後遺障害	—			—	—	—	
	被害事故 補償	—			—	—	—	
	個人賠償責任	—			—	—	—	
	その他	—			500万円	300万円	がん診断保険金 (一時金) 100万円 抗がん剤 治療保険金(月額) 5万円 先進医療等保険金 (実費) 500万円	
	加入条件	—			0A・0B・0C型の いずれかの 加入が必要です	—	—	
	一時払保険料	満0～14歳	19,990円	14,930円	10,940円	350円	180円	1,530円
		満15～19歳	19,990円	14,930円	10,940円	350円	180円	1,530円
満20～24歳		19,990円	14,930円	10,940円	350円	180円	1,530円	
満25～29歳		22,670円	16,820円	12,280円	350円	180円	2,110円	
満30～34歳		24,960円	18,430円	13,430円	350円	180円	3,620円	
満35～39歳		26,070円	19,230円	14,010円	350円	180円	5,270円	
満40～44歳		27,280円	20,110円	14,640円	350円	430円	8,240円	
満45～49歳		30,760円	22,550円	16,390円	350円	1,080円	13,940円	
満50～54歳		36,310円	26,480円	19,220円	350円	2,150円	21,170円	
満55～59歳		47,720円	34,610円	25,070円	350円	4,500円	30,150円	
満60～64歳		60,660円	43,790円	31,660円	350円	8,990円	43,070円	
満65～69歳		83,010円	59,610円	43,000円	350円	15,410円	61,260円	
満70～74歳		116,710円	83,370円	60,020円	350円	32,750円	78,010円	
満75～79歳	152,660円	108,840円	78,290円	350円	68,710円	91,000円		

〈ゴルフ保険と自転車保険の保険料について〉
 (※1) ゴルフ賠償責任になります。
 (※2) 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット。
 (※3) ゴルフ関連特約の保険料の変更を行っています。

NSKグループ 団体総合保険 商品ラインナップ

4つの保険で、ケガや病気だけでなく、あなたの日常生活

団体傷害総合保険

詳細はP.8

スポーツ中や自転車搭乗中など、日常生活におけるケガはもちろんのこと、自転車で第三者にケガをさせてしまった場合などの個人賠償責任等、日常リスクを補償します。



熱中症危険補償特約がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

弁護のちから（弁護士費用補償）

「弁護のちから」法的トラブルに巻き込まれた場合に、弁護士を活用するための備えをつけることができます。

弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士委任費用を補償します。

法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

ゴルファー保険

詳細はP.7

ゴルフプレーに伴う事故によるケガ等を補償します。

熱中症危険補償特約がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

ゴルファー保険 4つの特長

- ①ゴルフ中の賠償
- ②ゴルフ中にケガ
- ③ゴルフクラブの破損
- ④ホールインワン・アルバトロス費用



NSKグループ 団体総合保険 補償一覧表

保 険 商 品	ケ ガ				
	後死 遺亡・ 障 害	入 院	通 院	手 術	入 院
団体傷害総合保険（ファミリーコース）	○	○	○	○	—
団体傷害総合保険（パーソナルコース）	○	○	○	○	—
ゴルファー保険	○*	○*	○*	○*	—
自転車保険	○	○	—	○	—
新・団体医療保険	—	○	○	○	○

この補償内容一覧表は、NSKグループ団体総合保険の概要を説明したものです。保険金のお支払方法等重要な事項は、中外商事のHP (<https://www.nsk.com/chugai/>)

*ゴルファー保険の補償範囲：ゴルフ場敷地内に限定（ゴルフのプレーまたは練習中の賠償責任は場所を問いません。）

（注1）団体傷害総合保険とゴルファー保険の両方にご加入いただいた場合、個人賠償責任の補償が重複することがあります。その場合、最大で2つの保険の

（注2）団体傷害総合保険の携行品（オプション）とゴルファー保険の両方にご加入いただいた場合、ゴルフ場敷地内では補償が重複し、最大で2つの保険の

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

活のさまざまな損害を補償します。

自転車保険

自転車損害賠償補償
加入義務化自治体が増えています。

詳細はP.14

日本国内・国外を問わず
交通事故によりケガを
された場合等に、死亡保
険金、後遺障害保険金、
入院保険金、手術保険
金等をお支払いします。
自転車で第三者にケガ
をさせてしまった場合等
の個人賠償責任を補償
します。

これらの保険金は、政府
労災保険、健康保険、加
害者からの賠償の有無
などに関係なくお支払い
します。



（注）2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

新・団体医療保険

がん補償コース、
介護一時金は単独
加入が可能です

詳細はP.11

病気やケガで入院や通院をされた場合を補償
します。

新・団体医療保険 3つの特長

①入院したときには

- 病気もケガのときも入院1日目から補償します。

②通院したときには

- ケガのときは通院のみでも補償します。
- 病気の場合は、継続して4日を超えて入院された後の退院後の通院を補償します。

③手術を受けたときには

- 入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来にかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。



補 償 内 容									サービス
病 気	手 術	先 進 医 療	がん診断一時金・ 抗がん剤治療・ がん補償コース	被 害 事 故	介 護	賠 償 責 任	携 行 品	ホールインワン・ アルバトロス費用	SOMPO 健康・生活 サポートサービス
退院後の通院	—	—	—	○	—	○	△	—	○
—	—	—	—	○	—	○	△	—	○
—	—	—	—	—	—	○*	○*	○*	○
—	—	—	—	—	—	○	—	—	○
○	○	△	○ 単独加入可能	—	○ 単独加入可能	—	—	—	○

にある「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償限度額の合計まで補償されます。
補償限度額の合計まで補償されます。

○：補償されます △：オプション（特約）での加入により補償されます —：補償されません

golfer 保険

団体傷害総合保険（ゴルフ中のみの傷害危険補償特約セット）
保険金のお支払方法等重要な事項は、中外商事のHP (<https://www.nsk.com/chugai/>)
にある「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償の概要

ゴルフプレーに伴う事故を補償します。

熱中症危険補償特約がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。



ゴルフ中の賠償事故

第三者に対する賠償責任は、ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に発生した偶然な事故により、被保険者（保険の対象となる方）が誤って他人（キャディを含みます。）にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、相手に支払わなくてはならない法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。

（注）記名被保険者（加入依頼書等記載の本人をいいます。）が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方（記名被保険者の親族にかぎりまゝ。）についても被保険者となります。



ゴルフ中にケガ

ゴルファー自身の傷害については、ゴルフ場や練習場内でのゴルフ練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に、急激かつ偶然な外来の事故によりご自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。



ゴルフクラブの破損

ゴルフ用品の損害については、ゴルフ場や練習場内において、ゴルフ用品に生じた次の損害に対して保険金をお支払いします。

①ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎりまゝ。）

②ゴルフクラブの破損・曲損

（注）ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、お支払いの対象となりません。



ホールインワン・アルバトロス費用

日本国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する贈呈用記念品購入費用等の費用を、保険金を限度にお支払いします。なお、ゴルフプレーとは、日本国内において、同伴競技者1名以上と基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）、または基準打数（パー）35以上の9ホール（ハーフ）を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払対象となりません。ただし、一定の条件を満たした場合はお支払いの対象となりますので、詳しい内容は、中外商事のHP (<https://www.nsk.com/chugai/>) にある「この保険のあらまし」以降（あらましー6、7）に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償内容と保険料

ゴルフ関連特約の保険料の変更を行っています。
（保険期間1年、団体割引20% 優良割引25%適用 ゴルフ中のみの傷害危険補償特約、熱中症危険補償特約セット）

ご加入タイプ	ケガ					ゴルフ中の賠償責任 （自己負担額なし）	ホールインワン・ アルバトロス費用	ゴルフ用品 損害補償
	対象者	死亡・後遺障害	入院（1日につき）	手術	通院（1日につき）			
OG型 一時払保険料 6,800円	本人	550万円	6,000円	外来の手術： 入院保険金 日額の5倍 入院中の手術： 入院保険金 日額の10倍	3,000円	1億円	50万円	30万円

団体傷害総合保険

保険金のお支払方法等重要な事項は、中外商事のHP
(<https://www.nsk.com/chugai/>)にある「この保険の
あらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

基本部分の補償

熱中症危険補償特約がセットされていますので、日射または熱射による身体の
障害もお支払いの対象となります。



階段からころげ落ちケガを
してしまった【傷害補償】



日常生活中に他人にケガを
負わせてしまった(例:自転車
運転中)【個人賠償責任補償】

(注) 2023年4月1日
よりヘルメットの
着用が努力義務
となりました。



地震、噴火または
これらによる津波でのケガを補償(全
ご加入タイプに天災危険補償特約が
セットされています)【傷害補償】



店内で、商品を破
損させてしまった
【個人賠償
責任補償】

オプション部分 (特約(OFM・OPM型))の補償



カメラを落として壊した、ハンド
バッグを盗まれた等の偶然な事故
による携行品の破損・盗難
【携行品損害補償】
(国内外補償)
(自己負担額
1事故につき3,000円)



借りたスノーボードを破損させて
しまった等、他人(正当な権利を
有する者)からの受託品の損害
【個人賠償責任補償】
(国内での預かり品を国内外補償)
(一部、支払いの対象にならない
受託品がございます)

補償内容と保険料

ファミリーコース(家族型)

◆ご本人が加入されれば、自動的にご本人とご家族全員が対象となります。

(保険期間1年、団体割引20% 優良割引25%適用 職種級別A級)

手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約セット)

基本補償	ご加入タイプ	ケガ					被害事故 補償限度額	個人賠償責任補償 (自己負担額なし)
	天災危険補償	対象者	死亡・後遺障害	入院(1日につき)	手術	通院(1日につき)		
0F5型 一時払の保険料 46,170円		本人	400万円	6,000円	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術: 入院保険金日額の20倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	4,000円	1,500万円	1億円
		配偶者 その他親族*1	250万円	4,000円		2,500円		
0F6型 一時払の保険料 37,900円		本人	300万円	5,500円		3,500円		
		配偶者 その他親族*1	200万円	3,000円		2,000円		

*1 その他親族とは被保険者本人またはその配偶者の、①同居の親族②別居の未婚(これまでに婚姻歴がないことをいいます。)の子です。

オプション補償	タイプ名称	一時払の保険料 ファミリーコース(家族型)	携行品損害補償 (自己負担額:1事故3千円)
	0FM型	2,850円	50万円

◆ご本人とご家族のうちで、加入依頼書に記名された方が対象となります。

(保険期間1年、団体割引20% 優良割引25%適用 職種級別A級)

手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約、天災危険補償特約、熱中症危険補償特約セット)

パーソナルコース(個人型)

基本補償	ご加入タイプ	ケガ					被害事故 補償限度額	個人賠償責任補償 (自己負担額なし)
	天災危険補償	対象者	死亡・後遺障害	入院(1日につき)	手術	通院(1日につき)		
0P5型 一時払の保険料 20,450円		本人	500万円	6,000円	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術: 入院保険金日額の20倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍	4,500円	1,500万円	1億円
				2,500円		1,500円		
0P6型 一時払の保険料 8,380円								

オプション補償	タイプ名称	一時払の保険料 パーソナルコース(個人型)	携行品損害補償 (自己負担額:1事故3千円)
	0PM型	1,850円	50万円

パーソナルコース オプション

※パーソナルコース(個人型)
のみセット可能です。

日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、
法的トラブルに巻き込まれたときに「弁護士」をもっと
身近に活用するための備えがほしい…

そのような
声に
こたえて、

弁護のちから

があなたの生活を守ります

一時払5,690円

(弁護士費用総合補償特約) 詳細は次ページP9.10➡

損保ジャパンが、あなたの **ちから** になります

弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの
当事者



次の1～3の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^(※1)が遭遇されたトラブルについても対象となります。

トラブルの
当事者



次の4～5の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

1 人格権侵害^(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス (SNS) 上でいわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



2 被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といわれ、偽物のブランド品を売りつけられた。



3 借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



4 遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



5 離婚調停^(※3)

初年度契約は、保険開始91日目から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



! 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。



以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 療養ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル

(※1) 被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。

(※2) 人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

(※3) 離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

弁護士費用総合補償特約の補償内容と保険料

(保険期間1年)

補償内容 (保険金の種類)		OLプラン
弁護士費用補償	弁護士費用 (自己負担割合10%)	通算300万円 限度
	法律相談・書類作成費用 (自己負担額1,000円)	通算10万円 限度
団体割引20% 優良割引25%		一時払保険料 5,690円

弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりませんが、ご加入初年度の保険期間の開始時 (中途加入の場合は中途加入時) より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。 国内補償^(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の委任を行うときに負担した弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間に付き)

通算 **300万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士等への委任にかかった費用 $\times (100\% - \text{自己負担割合 } 10\%)$

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律相談・書類作成の依頼を行うときに負担した法律相談・書類作成費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間に付き)

通算 **10万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談・書類作成にかかった費用 $- \text{自己負担額 (免責金額) } 1,000\text{円}$

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例 (人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカ被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束してくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
(着手金 15万円、報酬金 25万円)

法律相談・書類作成にかかった費用 **1万円**

弁護士費用保険金のお支払い額
 $40\text{万円} \times (100\% - 10\% (\text{自己負担割合})) = \mathbf{36\text{万円}}$

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
 $1\text{万円} - 1,000\text{円} (\text{自己負担額}) = \mathbf{9,000\text{円}}$

**合計
36万9,000円を
お支払い**



金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心! 「弁護士紹介サービス」

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心! 「弁護士紹介サービス」保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

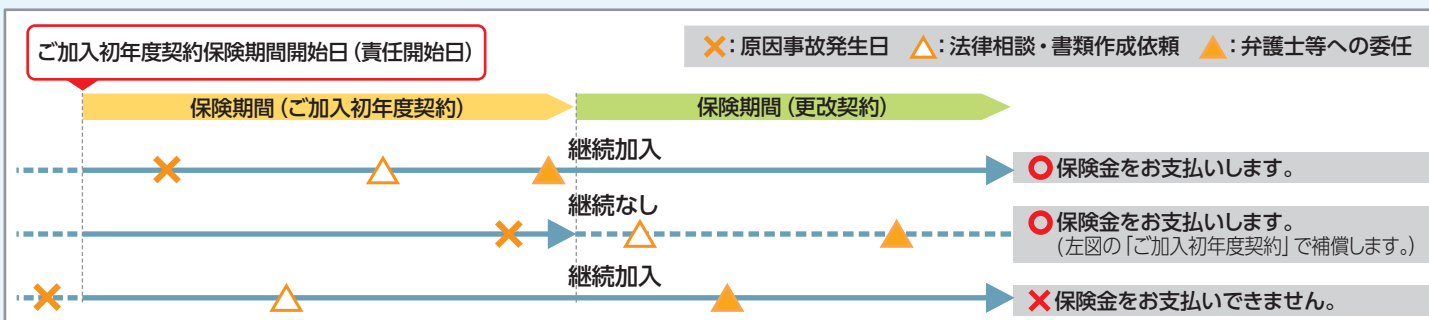
被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士等への委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。(注3) ご利用は日本国内からにかぎりあります。(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。

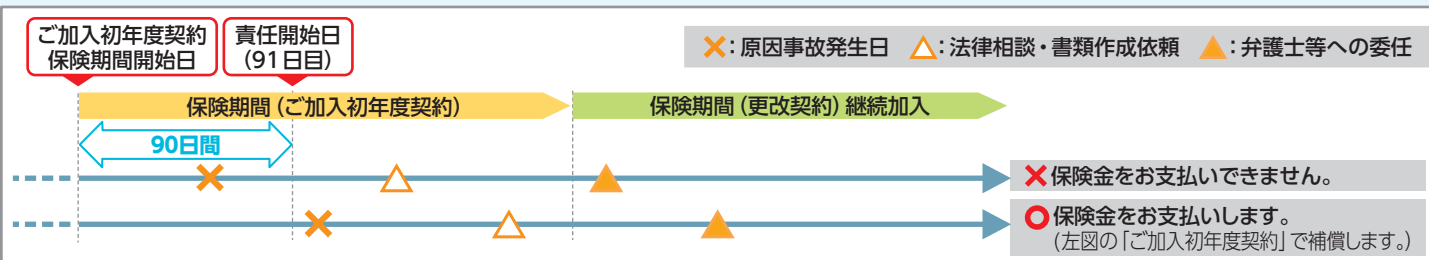
■事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

●保険金のお支払方法等重要な事項は、中外商事のHPにある「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

【保険責任の開始 (原因事故発生日と保険期間との関係) (イメージ図)】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始 (イメージ図)】



(注) 「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日 (中途加入の場合は中途加入日) からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります (責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

新・団体医療保険

医療保険基本特約・疾病保険特約
傷害保険特約・がん保険特約等セット団体総合保険

新・団体医療保険 3つの特長

①入院したときには

- 病気もケガのときも**入院1日目**から補償します。

②通院したときには

- ケガのときは**通院のみ**でも補償します。
- 病気の場合は、継続して4日を超えて入院された後の退院後の通院を補償します。

③手術を受けたときには

- 入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。

ご加入の際
医師の診査は
必要ナシ！

入院1日目から
補償！

ケガの場合は
通院1日目から
OK！



基本補償の概要

入院

病気・ケガ

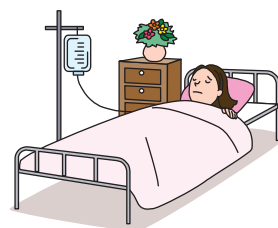
- 日帰り入院^(注)から1日につき入院保険金日額をお支払いします。

病 気

- 一回の入院で180日までお支払い
- ご継続の保険期間を通じて1,000日まで

ケ ガ

- 1事故で180日までお支払い
- (注) 日帰り入院とは、日帰り手術のため1日だけ入院と同じような形で病室を使用した場合等のことをいい、「入院料」の支払いの有無で判断します。



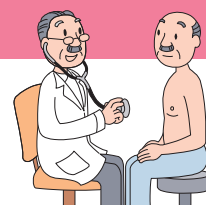
通 院

ケ ガ

- 1日の通院からでもお支払い(90日限度)

病 気

- 継続して4日を超えた入院の退院後の通院で90日までお支払い



手 術

病気・ケガ

- 公的医療保険制度の給付対象である手術を受けたとき
- 入院中に受けた手術は入院保険金日額の20倍、外来で受けた手術は入院保険金日額の5倍、入院中か外来かにかかわらず重大手術に該当する手術は入院保険金日額の40倍の額をお支払いします。

病 気

- 手術の種類によっては回数制限あり



近年の
通院治療に
備えた

がん補償コース

お手ごろな保険料で補償充実！ 家族みんなががん補償を準備できる！

- 現役世代の上乗せ補償として
- ご家族・お子さまの最低限の補償として

加入年齢	一時払保険料
満0～24歳	1,530円
満30～34歳	3,620円
満40～44歳	8,240円

がん診断保険金
100万円
(何回でも)

入院保険金
日額1万円
(1日目から無制限)

外来治療・
手術保険金も
補償

長期にわたる抗がん剤治療にも万全な備え！

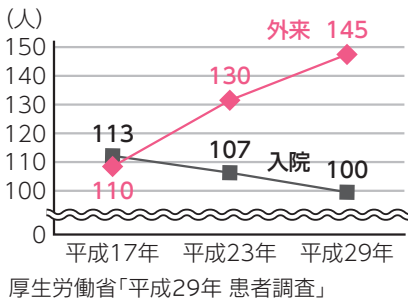


がんの治療は「入院」ではなく「通院」や抗がん剤治療が増えており、治療は長期にわたります。

通院での治療が増えていきます

- がんの外来受療率および入院受療率の推移 (人口10万人対)

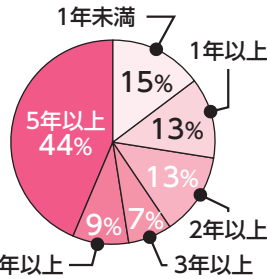
「外来患者数」が増加し続け、
入院患者数を大きく上回っています。



85%以上の方は1年以上の継続治療をしています

- がんの治療期間

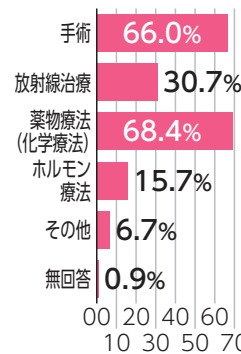
通院期間が1年以上になる
ケースが大半です。



- 調査期間: 2020年8月5日～8月25日
- 回答者数: 335名
- 実施方法: 認定NPO法人キャンサーネットジャパンによるインターネットでの調査
- 調査対象: がんに罹患したことがある方

がんに罹患した人の2/3以上の方が薬物療法(抗がん剤治療)を受けています

- がんに罹患した人が受けた治療(複数回答)



〈参考〉
薬物療法
(抗がん剤治療など)
主に抗がん剤の
投与(注射・点滴・
飲み薬など)に
よって、体内のが
ん細胞を死滅さ
せたり増殖を抑
えたりする治療
法です。

東京都福祉保健局「東京都がん医療に係る実態調査報告書」(平成31年3月)

がん補償コースの特長

- がん診断保険金は何回でも(※)お支払い可能です。(※2年に1回を限度とします)
- がんの主な治療法、「手術」「放射線治療」「抗がん剤治療」の通院治療は日数無制限で補償します。(がん外来治療)
- 白血病や上皮肉がん(初期段階のがん)も補償の対象です。
- がん外来治療保険金は、入院を伴わない通院や往診だけでの治療でもお支払いします。
- 待機期間がなく、契約時からすぐに補償が開始します。

保険金種類	補償の概要	保険金種類	補償の概要
がん診断 保険金 (基本補償)	1回目: 初めてがんと診断確定された場合にお支払いします。 2回目: がんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始した場合にお支払いします。 2年に1回を限度に回数無制限 ^{※1}	がん外来 治療保険金	がんで外来治療を開始した場合に、がん外来治療保険金日額を支払います。 支払限度日数120日 ※ただし、手術、放射線治療、抗がん剤治療に該当する外来治療は支払い日数無制限
入院	「がん」の治療を直接の目的として入院されたとき、 1日目から日数無制限でお支払い 。	抗がん剤 治療	がんと診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、抗がん剤治療保険金をお支払いします。 支払限度日数60か月
手術	「がん」の治療のために病院または診療所において手術を受けられたとき、 重大手術は入院保険金日額の40倍、重大手術以外の入院中の手術は入院保険金日額の20倍、重大手術以外の外来の手術は入院保険金日額の5倍をお支払い 。(1回の手術につき) ※一部の軽微な手術は対象外となります。	先進医療 補償	病気やケガを原因として先進医療や臓器移植を受けた時の費用を補償します。 最大500万円(保険期間通算の限度額はありませぬ。) ※医療補償コースの先進医療費等費用補償と同一の内容です。

※1: 2回目以降の診断保険金は、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については保険金をお支払いしますが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にがんの治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。

新・団体医療保険

医療保険基本特約・疾病保険特約
傷害保険特約・がん保険特約等セット団体総合保険

補償内容と保険料

がん補償コース、
介護一時金は
単独加入が可能です

(保険期間1年、団体割引20% 優良割引25%適用 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット)

ご加入タイプ 補償内容		基本補償			オプション補償	介護一時金	がん補償
		0A型	0B型	0C型	0Y型	0Z型	0W型
入院 保険金	1日につき 10,000円	1日につき 7,000円	1日につき 5,000円	0Y型 先進医療等費用補償特約 500万円 病気・ケガにより日本国内で先進医療等（先進医療^(*)および臓器移植術）を受けた場合に、先進医療の技術料や臓器移植に関する費用等をお支払いします。 0Z型 介護一時金支払特約 300万円 【病気・ケガなど】公的介護保険制度における要介護2から5に該当、もしくは損保ジャパンが定める所定の要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続したとき。※1回かぎり損保ジャパンが定める所定の要介護状態は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。 【損保ジャパンの保険金お支払例】 次のアおよびイのいずれにも該当する状態のときに保険金をお支払いします。 ア. 寝返りまたは歩行の際に、損保ジャパンの規定する全面的な介護を要する状態にあること。 ※損保ジャパンの規定する状態とは、ベッド柵、ひも、パー、サイドレールにつかまっても他人の介助なしでは寝返りができない状態などをさします。 イ. 損保ジャパンの規定するいずれの行為（入浴、排せつ、清潔・整容、衣服の着脱）の際にも損保ジャパンの規定する全面的な介護を要する状態にあること。 ※損保ジャパンの規定する状態とは、 ・介護者に抱えられなければ、一般家庭用浴槽の出入りを行うことができない。 ・自分ではまったく洗身の行為を行うことができない。などをさします。 詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。 0W型 がん補償 がんによる入院・手術・通院、診断時の一時金、抗がん剤治療費、先進医療等費用 ・がん入院保険金（日額）…………… 10,000円 ・がん手術保険金（定額） 重大手術…………… 40万円 入院中の手術…………… 20万円 外来の手術…………… 5万円 ・がん外来治療保険金（日額）…………… 5,000円 ・がん診断保険金（一時金）…………… 100万円 ・抗がん剤治療保険金（月額）…………… 5万円 ・先進医療等保険金（実費）…………… 500万円			
	疾病入院保険金 ◆1回の入院につき支払限度：180日 ◆疾病入院通算支払限度：1,000日 傷害入院保険金 ◆1事故につき支払限度：180日						
通院 保険金	1日につき 5,000円	1日につき 4,000円	1日につき 3,000円				
	疾病退院後通院保険金 ◆継続して4日を超えた入院の退院後の通院で支払限度：90日 傷害通院保険金 ◆支払限度：90日						
手術 保険金	疾病手術保険金 傷害手術保険金 <重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の 5倍						
一時払保険料（満年齢）	0～14歳	19,990円	14,930円	10,940円	350円	180円	1,530円
	15～19歳	19,990円	14,930円	10,940円	350円	180円	1,530円
	20～24歳	19,990円	14,930円	10,940円	350円	180円	1,530円
	25～29歳	22,670円	16,820円	12,280円	350円	180円	2,110円
	30～34歳	24,960円	18,430円	13,430円	350円	180円	3,620円
	35～39歳	26,070円	19,230円	14,010円	350円	180円	5,270円
	40～44歳	27,280円	20,110円	14,640円	350円	430円	8,240円
	45～49歳	30,760円	22,550円	16,390円	350円	1,080円	13,940円
	50～54歳	36,310円	26,480円	19,220円	350円	2,150円	21,170円
	55～59歳	47,720円	34,610円	25,070円	350円	4,500円	30,150円
	60～64歳	60,660円	43,790円	31,660円	350円	8,990円	43,070円
	65～69歳	83,010円	59,610円	43,000円	350円	15,410円	61,260円
70～74歳	116,710円	83,370円	60,020円	350円	32,750円	78,010円	
75～79歳	152,660円	108,840円	78,290円	350円	68,710円	91,000円	

- (※1) 保険料は、保険始期日(中途加入の場合は、中途加入日)時点の満年齢によります。
 (※2) ご契約は1年ごとの更新となりますので、更新加入の保険料は、更新時の保険始期日時点の満年齢による保険料となります。
 (※3) 新・団体医療保険は新規・継続加入ともに満79歳までの方が対象となります。
 (※4) 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
 (※5) 新・団体医療保険は介護医療保険料控除の対象になります。(2025年4月現在)
 (※6) がん補償については、がん外来治療保険金支払限度日数変更特約がセットされています。

(注) 「先進医療」とは、病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
<https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kan.html>

自転車保険

団体傷害総合保険（交通傷害危険のみ補償特約セット）
保険金のお支払方法等重要な事項は、中外商事のHP（<https://www.nsk.com/chugai/>）にある「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

補償の概要

日本国内・国外を問わず交通事故によりケガをされた場合等に、死亡保険金、後遺障害保険金、入院保険金、手術保険金等をお支払いします。

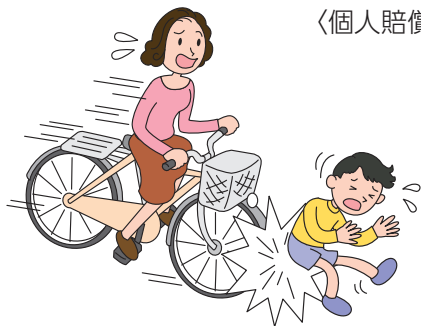
●これらの保険金は、政府労災保険、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。

また、日常生活の法律上の損害賠償事故（他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせた場合等）を補償します。

（注）2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。

自転車で人にケガを負わせた

〈個人賠償責任補償〉



自転車で転倒してケガ



駅の改札口を入ってから 改札口を出るまでの間のケガ



車にはねられてケガ



補償内容と保険料

（保険期間1年、団体割引20% 優良割引25%適用 交通傷害危険のみ補償特約 手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット）

ご加入タイプ	ケガ				個人賠償責任補償 （自己負担額なし）
	対象者	死亡・後遺障害	入院（1日につき）	手術	
0J型 一時払保険料 3,230円	本人	500万円	5,000円	<重大手術の場合> 入院保険金日額の40倍 <重大手術以外の場合> 入院中の手術：入院保険金日額の20倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	1億円

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：【団体傷害総合保険】【ゴルフ保険】【自転車保険】この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
【新・団体医療保険】この商品は団体総合保険普通保険約款に医療保険基本特約、疾病保険特約、傷害保険特約、がん保険特約、介護一時金支払特約等をセットしたものです。
- 保険契約者：日本精工株式会社
- 保険期間：2025年9月1日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2025年7月18日（金）
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：日本精工株式会社およびグループ会社の退職者
 - 被保険者：日本精工株式会社の退職者およびグループ会社の退職者またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。
 - ◆団体傷害総合保険
 - 【ファミリーコース】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
 - 【パーソナルコース】被保険者本人のみが保険の対象となります。ただし、弁護のちからにご加入される場合は、未成年者を除きます。
 - ◆ゴルフ保険、自転車保険 被保険者本人のみが保険の対象となります。
 - ◆新・団体医療保険
 新規・継続加入は満79歳までの方が対象となります。
がん保険特約の場合、被保険者の引受対象年齢は満79歳以下の方になります。
介護一時金支払特約の場合、被保険者の引受対象年齢は満79歳以下の方になります。
- お支払方法：2025年11月に口座振替となります（一時払）。
※必ず各自でご確認ください。
- お手続き方法：下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の中外商事までご送付ください。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		「加入依頼書」に必要事項をご記入いただき、申込日ご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。 ※新・団体医療保険にご加入の場合は、同封の告知書へのご記入・ご署名も必要となります。
既加入者の皆さま	前年のプランをご継続いただく方（〇印の付いている型内容からご変更なし）	内容をご確認いただき、「加入依頼書」に表示されている昨年と同じプランで継続いただく場合は「加入依頼書」の提出は不要です。締切日を過ぎて「加入依頼書」未提出の場合は、「加入依頼書」に印刷してある内容で、ご継続させていただきます。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	「加入依頼書」を訂正し、右上にあるご確認チェック欄へ申込日および✓（し点）ご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。 ※新・団体医療保険拡大の場合は、同封の告知書へのご記入・ご署名も必要となります。
	継続加入を行わない場合	「加入依頼書」の脱退欄に〇を記入して、ご提出ください。

※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は中外商事までお問い合わせください。

（注）団体傷害総合保険の場合、ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。

- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日（20日過ぎの受付分は翌々月1日）から2026年9月1日午後4時までとなります。
保険料につきましては、中途加入保険料を一括してお支払いいただきます。
- 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入窓口の中外商事までご連絡ください。
- 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

団体傷害総合保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

【急激かつ偶然な外来の事故について】

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

団体傷害総合保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(国内外補償)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額=死亡・後遺障害保険金額× 後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額=入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2) 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額=入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 手術保険金の額=入院保険金日額×40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。))の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりません。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額=通院保険金日額× 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
被害事故(国内外補償)	被害事故補償 ^(注)	被保険者が、被害事故^(※1)により死亡された場合または所定の重度後遺障害^(※2)が生じた場合、所定の計算により算出した損害額から、下記の給付や賠償金等の合計額を差し引き、1回の事故につき被害事故補償の保険金額を限度にお支払いします。 ①自賠償保険等からの給付 ②対人賠償保険等からの給付 ③加害者等からの賠償金 など (※1)「被害事故」とは、第三者による加害を目的とする事故またはひき逃げ事故等をいいます。 (※2)「所定の重度後遺障害」については、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ④地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥被害事故を発生させた方が、次のいずれかに該当する場合被保険者の配偶者、被保険者の直系血族、被保険者の親族のうち3親等内の方、被保険者の同居の親族 など

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任(国内外補償) (注)	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎりません)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ.からエ.までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ■貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ■データやプログラム等の無体物 ■漁具 ■1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ■不動産 など (※3) 「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 - 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 - 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い - 偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 - 置き忘れ^(※2)または紛失 - 詐欺または横領 雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み - 受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車^(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
物の損害の補償 (注)	偶然な事故により携行品^(※1)に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^(※2)を基準に算出した損害額から免責金額(1回の事故につき3,000円)を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 (※1) 「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物(物置、車庫その他の付属建物を含みます。)外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 (※2) 「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 (注1) 乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 (注2) 次のものは保険の対象となりません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■動物、植物等の生物	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故

<次ページへ続きます。>

<次ページへ続きます。>

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償（補償） （注） （続き）	携行品損害 （国内外補償） （注） （続き）	<前ページの続きです。> ■自動車、原動機付自転車、船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、雪上オートバイ、ゴーカート、ゴルフカートおよびこれらの付属品 ■自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウィンドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■漁具 ■預貯金証書（通帳およびキャッシュカードを含みます。）、手形その他の有価証券（小切手を除きます。）およびこれらに類する物 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに類する物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品	<前ページの続きです。> ⑩置き忘れ^(※)または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 ⑫楽器の音色または音質の変化 など （※）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。

弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）

弁護士費用（日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象）

弁護士費用

法律相談・書類作成費用保険金

+

弁護士費用保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合						
	被保険者が、保険期間中の原因事故によって発生した以下①から⑤までのいずれかに該当するトラブル^(※1)について、弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行った場合は、それによって、事前に損保ジャパンの同意を得て、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用を負担することにより被った損害に対して、弁護士費用保険金または法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、以下①・②・⑤のトラブルの場合は、被保険者の未成年の子が被った原因事故に関するトラブルについても対象となります。なお、①・⑤のトラブルに該当する場合において、補償の対象となる原因事故によって被保険者が死亡したときは、保険金を請求する権利を有するは法定相続人となります。 ①被害事故に関するトラブル ケガを負われた、財物を壊された、盗取^(※2)にあった等の被害を被ったことによるトラブルをいいます。 ②借地または借家に関するトラブル 賃借している土地、建物に関する地代、賃料、敷金、礼金、契約期間等の賃貸借契約における地主または家主とのトラブルをいいます。ただし、被保険者または被保険者の未成年の子からの不当な申立てによる賃貸借契約の条件交渉（賃貸借契約の更新に際しての条件交渉を含みます。）に関するトラブルを含みません。 ③離婚調停に関するトラブル 被保険者または配偶者が婚姻関係を解消するための調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、法律上の婚姻関係の解消にかぎり、協議離婚によるものを含みません。 (注1) 原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生した場合は、保険金をお支払いしません。 (注2) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 ④遺産分割調停に関するトラブル 被保険者その他の相続人との間の遺産分割または遺留分侵害額請求^(※3)における調停等のトラブルをいいます。ただし、被保険者本人が負担した、調停等に要した費用のみ対象となります。なお、相続放棄、限定承認、遺産分割協議書の作成および不動産の名義変更に関する費用を含みません。 (注) 保険金の請求は、調停等を申し立てた時以降にかぎり可能となります。 ⑤人格権侵害に関するトラブル 不当な身体拘束による自由の侵害、名誉き損、プライバシーの侵害、痴漢、ストーカー行為、いじめまたは嫌がらせにより、精神的苦痛を被ったことに関するトラブルをいいます。 (注) 警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等をし、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎりです。 <table><tr><th>保険金種類</th><th>お支払いする保険金の額</th></tr><tr><td>弁護士費用保険金</td><td>弁護士等への委任^(※4)によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×（100%－自己負担割合10%）</td></tr><tr><td>法律相談・書類作成費用保険金</td><td>弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用^(※4)の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額 1,000円</td></tr></table> (注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、以下の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。 ①被保険者または被保険者の未成年の子に原因事故が発生した時のお支払条件により算出した保険金の額 ②保険金請求権者が行った最初の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼のうちいずれか早い時のお支払条件により算出した保険金の額 ＜次ページへ続きます。＞	保険金種類	お支払いする保険金の額	弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×（100%－自己負担割合10%）	法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額 1,000円	【全トラブルに共通の事由】 ①故意、重大な過失または契約違反 ②自殺行為^(※)、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤またはシンナー等の使用 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥国または公共団体の強制執行または即時強制 ⑦財物の欠陥、自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等。ただし、これにより身体の障害または他の財物の損壊が発生している場合については保険金をお支払いします。 ⑧被保険者または被保険者の未成年の子の職務遂行に関するトラブルおよび職場におけるいじめもしくは嫌がらせによる精神的苦痛に関するトラブル ⑨主として被保険者または被保険者の未成年の子の職務のために使用される動産または不動産の所有、使用または管理に起因する事由 ⑩債務整理および金銭消費貸借契約に関するトラブル（過払金の返還請求に関するトラブルを含みます。）。ただし、盗取による被害事故に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 ⑪保険契約または共済契約に関する事由。ただし、相続財産としての保険契約または共済契約の遺産分割調停に関するトラブルについては保険金をお支払いします。 など (※) この保険契約で保険金の支払対象となるトラブルの原因事故によって自殺し、かつ、支払条件を満たすことが明らかな場合については保険金をお支払いします。 【各トラブル固有の事由】 左記①に該当する場合 ⑫自動車等の所有、使用もしくは搭乗または管理に起因して発生した、被保険者または被保険者の未成年の子が被った被害事故に関するトラブル ⑬医師等が行う診療、診察、検査、診断、治療、看護または疾病の予防 ⑭あんま、マッサージ、指圧、鍼、灸または柔道整復等 ⑮薬剤師等による医薬品等の調剤、調整、鑑定、販売、授与またはこれらの指示 ⑯身体美容または整形 ＜次ページへ続きます。＞
保険金種類	お支払いする保険金の額							
弁護士費用保険金	弁護士等への委任 ^(※4) によりトラブルを解決するために要する、報酬、訴訟費用、仲裁・和解または調停に要した費用等を負担することにより被った損害に対し、弁護士費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、弁護士費用の保険金額を限度とします。 弁護士費用保険金の額＝損害の額×（100%－自己負担割合10%）							
法律相談・書類作成費用保険金	弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成費用 ^(※4) の対価として弁護士等および行政書士に支払われるべき費用を負担することにより被った損害に対し、法律相談・書類作成費用保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、法律相談・書類作成費用の保険金額を限度とします。 法律相談・書類作成費用保険金の額＝損害の額－自己負担額 1,000円							

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

弁護士費用補償（弁護士費用総合補償特約）（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用(日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象)(続き) 弁護士費用(注) 法律相談・書類作成費用保険金 + 弁護士費用保険金 (続き)	<前ページの続きです。> (※1) 日本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎりです。 (※2) 詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎりです。 (※3) 遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	<前ページの続きです。> 前記1・2・5に該当する場合 ⑰被保険者または被保険者の未成年の子とその親族との間で発生した事由 前記1・5に該当する場合 ⑱環境汚染 ⑲環境ホルモン、石綿またはこれと同一の有害な特性に起因する事由 ⑳騒音、振動、悪臭、日照不足等 ㉑電磁波障害 前記3に該当する場合 ㉒被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

団体傷害総合保険ゴルフープランは、ゴルフのプレー中または練習中の事故を対象とするもので、ゴルフ自身への傷害のほか、他人に対する賠償責任、ゴルフ用品の盗難、ゴルフクラブの破損、ホールインワン・アルバトロス費用等を補償するプランです。

「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注1) 団体傷害総合保険ゴルフアップランでは、ケイマンゴルフ、ターゲット・バードゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツは補償の対象となりません。

(注2) 保険期間の開始時より前に発生した事故による傷害・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いできない主な場合
傷害（ケガ）	ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。	
	死 亡 保 険 金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額
	後遺障害保 険 金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）
	入 院 保 険 金	入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数（1,000日限度）
	手 術 保 険 金	ケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ^{（※1）} ②先進医療に該当する手術 ^{（※2）} ＜入院中に受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額×10（倍） ＜外来で受けた手術の場合＞ 手術保険金の額＝入院保険金日額× 5（倍）
		①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為 ^{（※1）} を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^{（※2）} のないもの など （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
＜次ページへ続きます。＞		

ゴルフ保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(ケガ)(続き)	手術保険金(続き)	<前ページの続きです。> (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	<前ページの続きです。>
	通院保険金	通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。 ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものと同とみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	
賠償責任 ^(注)		ゴルフの練習、競技または指導(これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。)中に発生した偶然な事故により、他人(キャディを含みます。)にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (注1) 法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、相手の方に支払われた賠償金等はお支払いの対象となりません。 (注2) お支払いする保険金は適用される法律の規定や相手の方の損害の額および過失の割合等によって決定されます。 (注3) 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。)が未成年者または責任無能力者の場合、記名被保険者に関する事故にかぎり、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎります。)についても被保険者となります。	①故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任 ③地震、噴火またはこれらによる津波に起因する賠償責任 ④被保険者および被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任^(※) ⑥自動車の所有、使用または管理に起因する賠償責任^(※) ⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など (※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐しよく、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払できません。
ゴルフ用品 ^(注)		ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価^(※)を基準に算出した損害の額をお支払いします。 ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時が生じた場合にかぎります。) ②ゴルフクラブの破損または曲損 (※) 「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。	①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れ^(※)または紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 など (※) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。
ホールインワン・アルバトロス費用 ^(注)		日本国内にあるゴルフ場^(※1)においてゴルフ競技^(※2)中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用(現金、商品券等を除きます。) ②祝賀会費用^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 <次ページへ続きます。>	①ゴルフ場の経営者または使用人(臨時雇いを含みます。)がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方で行ったホールインワンまたはアルバトロス <次ページへ続きます。>

ゴルフ保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用 (注) (続き)	<前ページの続きです。> ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用(保険金額の10%を限度とします。) (※1) この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2) この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3) 「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。 (注1) ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、原則として保険金のお支払いの対象となりません。ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎり)が提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	<前ページの続きです。> ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

ゴルフ保険 その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

自転車保険(団体傷害総合保険(交通傷害危険のみ補償特約セット)) 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

● 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中(※)の事故 ③駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間における事故 など

④交通乗用具の火災

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 国内 国外 補償	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での <次ページへ続きます。>

自転車保険 (団体傷害総合保険 (交通傷害危険のみ補償特約セット)) 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】 (続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 (国内外補償) (続き)	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合 (4%～100%)	<前ページの続きです。> 運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動 (テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 (天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸 (けい) 部症候群 (いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑩交通乗用具による競技、競争、興行 (これらに準ずるものおよび練習を含みます。) の間の事故 ⑪船舶に搭乗することを職務 (養成所の生徒を含みます。) とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑫航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑬グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑭被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事中的その作業に直接起因する事故 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	入院保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数 (1,000日限度)	
	手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下の①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2) 手術 (重大手術^(※3) 以外) <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額×20 (倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額× 5 (倍) 重大手術^(※3) 手術保険金の額＝入院保険金日額×40 (倍) (注) 重大手術を受けた場合は入院中・外来を問わず、入院保険金日額の40倍の額を手術保険金としてお支払いします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術 (穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術 (胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術 (手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾 (すい) 臓・腎 (じん) 臓 (それぞれ、人工臓器を除きます。の) 全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律 (平成9年法律第104号) に規定する移植手術にかぎりません。	
個人賠償責任 (国内外補償)	個人賠償責任 (注)	日本国内または国外において、被保険者^(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用 (訴訟費用等) の合計金額をお支払いします (自己負担額はありませぬ。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^(※1)の日常生活 (住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。に起因する偶然な事故 (例：自転車運転中の事故など) により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物 (受託品)^(※2)を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^(※3)を運行不能にさせた場合 (※1) この特約における被保険者は次のとおりです。 ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方 (本人の親族にかぎりません。)。ただし、本人に関する事故にかぎりません。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方 (その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 (※2) 次のものは「受託品」に含まれません。 ■携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ■コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ■義歯、義肢その他これらに準ずる物 ■動物、植物 ■自転車、ハング <次ページへ続きます。>	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動 (テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 - 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 - 差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 - 自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い - 偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 - 置き忘れ^(※2)または紛失 - 詐欺または横領 雨、雪、雹 (ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み <次ページへ続きます。>

自転車保険 (団体傷害総合保険 (交通傷害危険のみ補償特約セット)) 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
個人賠償責任 (国内外補償) (注) (続き)	<前ページの続きです。> グライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ■船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ■通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ■貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ■クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ■ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ■山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ■データやプログラム等の無体物 ■漁具 ■1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ■不動産 など (※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	<前ページの続きです。> ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1) 次のア.からエ.までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2) 保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 (※3) 身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

自転車保険 (団体傷害総合保険 (交通傷害危険のみ補償特約セット)) その他ご注意くださいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

新・団体医療保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

- ①被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に疾病を被り、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、退院後に通院された場合等に保険金をお支払いします。
- ②被保険者が、日本国内または国外において保険期間中に生じた急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガで、入院を開始した場合、手術を受けられた場合、通院された場合等に保険金をお支払いします。

疾病保険特約

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病入院保険金 疾病手術保険金	保険期間中に疾病を被り、入院を開始した場合、1回の入院につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき疾病入院保険金日額をお支払いします。ただし、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日が限度となります。 $\text{疾病入院保険金の額} = \text{疾病入院保険金日額} \times \text{入院した日数}$ 以下の(1)または(2)のいずれかの場合に保険金をお支払いします。 (1) 保険期間中に疾病を被り、かつその疾病の治療のために病院または診療所において以下の①から③までのいずれかの手術(※1)を受けた場合、疾病手術保険金をお支払いします。なお、手術の種類によっては、回数などの制限があります。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 20 (倍) <外来で受けた手術の場合> 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 5 (倍) 重大手術(※3) 疾病手術保険金の額 = 疾病入院保険金日額 × 40 (倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表で手術料の算定対象とならない乳房再建術、視力矯正を目的としたレーザー・冷凍凝固による眼球手術(レーシック手術等) など <次ページへ続きます。>	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑤麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥傷害 ⑦妊娠、出産。ただし、異常分娩等、「療養の給付」等(※2)の支払いの対象となる場合を除きます。 ⑧類(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※3)のないもの ⑨アルコール依存、薬物依存等の精神障害 など (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 <次ページへ続きます。>

新・団体医療保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
疾病(続き)	疾病手術保険金(続き)	<前ページの続きです。> (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③心臓・大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈の病変に対する開胸手術および開腹手術 ④四肢切断術(手指・足指を除きます。) ⑤脊髄(せきずい)腫摘出術 ⑥日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎります。 (2) 骨髄幹細胞採取手術^{(※1)(※2)}を受けた場合は、保険期間中に確認検査^(※3)を受けた時を疾病を被った時とみなして、(1)と同様の保険金額を疾病手術保険金としてお支払いします。 (※1) 組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。 (※2) ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年経過した後を受けた場合にお支払いの対象となります。 (※3) 「確認検査」とは、骨髄幹細胞の受容者との白血球の型等の適合等を確認するための検査のうち、最初に行ったものをいいます。ただし、骨髄バンクドナーの登録の検査を除きます。 疾病手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(4)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、疾病手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。	<前ページの続きです。> (※2) 「療養の給付」等とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された「療養の給付」に要する費用ならびに「療養費」、「家族療養費」、「保険外併用療養費」、「入院時食事療養費」、「移送費」および「家族移送費」をいいます。 (※3) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
	疾病退院後通院保険金	保険期間中に疾病を被り、継続して4日を超えて入院し、退院後の通院責任期間に通院した場合、1回の通院責任期間につき90日を限度として、通院した日数に対し、通院1日につき疾病退院後通院保険金日額をお支払いします。ただし、1回の入院について、最初の入院の開始日からその日を含めて1,000日を経過した日の翌日以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。また、疾病入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、疾病退院後通院保険金をお支払いしません。 疾病退院後通院保険金の額＝疾病退院後通院保険金日額×通院した日数	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、入院の原因となった疾病を被った時から起算して1年を経過した後に入院を開始した場合を除きます。

①被保険者が疾病を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が入院を開始した時のお支払条件により算出された保険金の額

傷害保険特約

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害	傷害入院保険金	保険期間中に生じた事故によるケガで入院した場合、1事故につき180日を限度として、入院した日数に対し、入院1日につき傷害入院保険金日額をお支払いします。 傷害入院保険金の額＝傷害入院保険金日額×入院した日数	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
	傷害手術保険金	保険期間中に生じた事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、傷害手術保険金をお支払いします。なお、1事故に基づくケガに対して、時期を同じくして2以上の手術を受けたときは、それらの手術のうち、傷害手術保険金の額が最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2) <次ページへ続きます。>	③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による事故 ⑤脳疾患、疾病または心神喪失 <次ページへ続きます。>

新・団体医療保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

傷害保険特約(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害(続き)	<前ページの続きです。> 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) 傷害手術保険金の額=傷害入院保険金日額×40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりず。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①開頭手術(穿頭術を含みます。) ②開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりず。	<前ページの続きです。> ⑥妊娠、出産、早産または流産 ⑦外科的手術その他の医療処置 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
	保険期間中に生じた事故によるケガで通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院に対し、1事故につき90日を限度として、通院1日につき傷害通院保険金日額をお支払いします。ただし、傷害入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、傷害通院保険金をお支払いしません。 傷害通院保険金の額=傷害通院保険金日額×通院した日数 (注1) 通院しない場合で、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた脊柱、肋骨、長管骨等の部位を固定するために医師の指示によりギブス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 傷害通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して傷害通院保険金をお支払いしません。	

がん保険特約

被保険者が、保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として、入院を開始した場合、手術を受けた場合、外来治療を開始された場合等に保険金をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん	保険期間中に初めてがんと診断確定された場合、またはがんと診断確定されその治療を直接の目的として入院を開始された場合、がん診断保険金額をお支払いします。 なお、2回目以降のがん診断保険金のお支払いは、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年以内に該当した支払事由については、保険金をお支払いしませんが、保険金の支払事由に該当した最終の日からその日を含めて2年を経過した日の翌日にかんが治療を直接の目的として継続して入院中の場合は、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※)を除きます。) ③核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくは核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性 ④上記以外の放射線照射または放射能汚染 ⑤がん以外での入院、手術、通院 など
	保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として入院を開始した場合、入院した日数に対し、入院1日につきがん入院保険金日額をお支払いします。 がん入院保険金の額=がん入院保険金日額×入院した日数	
	保険期間中にがんと診断確定され、がんの治療のために病院または診療所において以下 ①から③までのいずれかの手術^(※1)を受けた場合、がん手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術 ②先進医療に該当する手術^(※2) ③放射線治療に該当する診療行為 手術(重大手術^(※3)以外) <入院中に受けた手術の場合> がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×20(倍) <外来で受けた手術の場合> がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×5(倍) 重大手術^(※3) がん手術保険金の額=がん入院保険金日額×40(倍) (注) 重大手術を受けた場合は、入院中・外来を問わず、40倍とします。 <次ページへ続きます。>	(※)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。 <次ページへ続きます。>

新・団体医療保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

がん保険特約(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
がん (続き)	<前ページの続きです。> (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術、鼻焼灼術、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術 など (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりです。 (※3) 重大手術とは以下の手術をいいます。 ①悪性新生物に対する開頭手術(穿頭術を含みます。) ②悪性新生物に対する開胸手術および開腹手術(胸腔鏡・縦隔鏡・腹腔鏡を用いた手術を含みます。) ③悪性新生物に対する四肢切断術(手指・足指を除きます。) ④脊髄(せきずい)腫(悪性)摘出術 ⑤悪性新生物の治療を直接の目的として日本国内で行われた、心臓・肺・肝臓・脾(すい)臓・腎(じん)臓(それぞれ、人工臓器を除きます。)の全体または一部の移植手術。ただし、臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に規定する移植手術にかぎりです。 がん手術保険金は、手術を受けられるごとにお支払いしますが、手術の種類によっては、お支払いする回数・保険金の額に以下(1)から(5)までの制限があります。 (1) 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (2) 同一の手術(同一の先進医療に該当する手術を含みます。)を2回以上受けた場合で、それらの手術が一連の手術^(※1)に該当するときは、同一手術期間^(※2)に受けた一連の手術^(※1)については、がん手術保険金の額の最も高いいずれか1つの手術についてのみお支払いします。 (※1) 一連の手術とは、医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術をいいます。 (※2) 同一手術期間とは、一連の手術のうち最初に手術を受けた日からその日を含めて60日間をいいます。また、同一手術期間経過後に一連の手術を受けた場合は、直前の同一手術期間経過後最初にその手術を受けた日からその日を含めて60日間を新たな同一手術期間とします。 (3) 医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表において、手術料が1日につき算定されるものとして定められている手術を受けた場合は、その手術を受けた1日目についてのみお支払いします。 (4) 放射線治療を2回以上受けた場合は、施術の開始日から60日の間に1回のお支払いを限度とします。 (5) 乳房再建術については、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表の手術料算定対象として列挙されている診療行為に該当しない場合であっても、がん手術保険金をお支払いします。ただし、その場合は、1回の入院につき1乳房に対して1回のお支払いを限度とします。	<前ページの続きです。>
	がん 外来治療 保険金 保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として外来治療を開始した場合、120日を限度として、外来治療を受けた日数に対し、1日につきがん外来治療保険金日額をお支払いします。 ただし、がん外来治療保険金支払限度日数に達した場合であっても、その翌日以降に手術、放射線治療、抗がん剤治療に該当する外来治療を受けた場合は、その日数に対し、がん外来治療保険金支払限度日数に関わらず、がん外来治療保険金をお支払いします。なお、がん入院保険金をお支払いするべき期間中に外来治療を受けた場合は、がん入院保険金日額またはがん外来治療保険金日額のいずれか高い額をお支払いします。 $\text{がん外来治療保険金の額} = \text{がん外来治療保険金日額} \times \text{外来治療を受けた日数}$	
	抗がん剤 治療 保険金 保険期間中にがんと診断確定され、その直接の結果として抗がん剤治療を開始した場合は、抗がん剤治療を受けた日の属する月ごとに、60か月を限度として、抗がん剤治療保険金をお支払いします。	

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。

- ①このご契約のお支払条件により算出された保険金の額
- ②被保険者ががんと診断確定された時のご契約のお支払条件により算出された保険金の額

【オプション】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等 費用保険金 (注)	保険期間中に傷害または疾病を被り、被保険者が日本国内で先進医療等^(※1)を受けたことにより負担した先進医療^(※2)の技術料や臓器移植に要する費用等を先進医療等費用保険金額を限度にお支払いします。 (※1) 先進医療および臓器移植術をいいます。 <次ページへ続きます。>	①故意または重大な過失 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ③自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) <次ページへ続きます。>

新・団体医療保険 補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【オプション】

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
先進医療等 費用保険金 (注) (続き)	<前ページの続きです。> (※2) 病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryō/kikan.html)	<前ページの続きです。> ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ⑥無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑧妊娠、出産 ⑨ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑩自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など

【その他特約】介護一時金は単独加入が可能です

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	保険期間中に、疾病や傷害などにより以下の①または②のいずれかに該当した場合、介護一時金保険金額をお支払いします。なお、保険金をお支払いした場合この特約は失効するため、お支払いは1回かぎりとなります。 ①公的介護保険制度を定める法令に規定された要介護状態区分の要介護2から5までに該当する認定を受けた場合^(※1) ②損保ジャパンが定める所定の要介護状態^(※2)となり、その要介護状態が要介護状態に該当した日からその日を含めて90日を超えて継続した場合 (※1) 要介護認定を受けてからその状態が継続した日数にかかわらず保険金をお支払いします。 (※2) 公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転による事故 ④麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑤アルコール依存、薬物依存または薬物乱用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。) ⑥先天性異常 ⑦地震、噴火またはこれらによる津波 ⑧戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

介護一時金

(注) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時から起算して1年を経過した後に要介護状態に該当した場合を除きます。

①疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じた時の支払条件により算出された保険金の額

②被保険者が要介護状態に該当した日の支払条件により算出された保険金の額

新・団体医療保険 その他ご注意いただきたいこと

●特定疾病等対象外特約について

・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

(注) 「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注) 例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間 (継続契約においても原則として同様です。)

〈補償対象外とする疾病・症状の例〉

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸 など

新・団体医療保険 その他ご注意いただきたいこと(続き)

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤 など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症 など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症 など
I群 ご婦人の疾病	宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血 など

・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。
 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用 語		用語の定義	
疾病 (病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。		
傷害 (ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。		
通 院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。		
通 院 責 任 期 間 (疾病)	1回の入院について、最初の入院の開始日に始まり、最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて120日を経過した日に終わる期間をいいます。		
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。ただし、新・団体医療保険の場合、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査等による入院は除きます。		
1 回 の 入 院	入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日までの期間中に、同一の身体の障害 (疾病) については、前の入院の原因となった疾病と医学上密接な関係にあると認められる疾病を含みます。)により再入院された場合は、前後の入院を合わせて1回の入院とみなします。保険金をお支払いするべき入院中に、保険金をお支払いするべき他の身体の障害を被った場合は、当初の入院と他の身体の障害による入院を合わせて1回の入院とみなします。		
治 療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。		
未 婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。		
免 責 金 額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。		

用 語		用語の定義	
先 進 医 療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)		
	放射線治療	次の①または②のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※) 。ただし、血液照射を除きます。 ②先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による診療行為 (※) 歯科診療報酬点数表に放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。	
交通乗用具	電車、自動車 (スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード (原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。		
原 因 事 故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の際は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。		
	用 語	用語の定義	
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時	
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時 (通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)	
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時	
	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時	
	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時	

用語のご説明

用 語	用語の定義
財 物	有機物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。
調 停 等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎります。
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。
弁 護 士 等	弁護士または司法書士法(昭和25年法律第197号)第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
保 険 金 請 求 権 者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。
ゴ ル フ 場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴ ル フ 場 敷 地 内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目 撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
配 偶 者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者を含みます。
親 族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
が ん	「厚生労働省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」に定められた分類項目中、所定の悪性新生物をいいます。詳細につきましては、損保ジャパン公式ウェブサイト掲載の約款集をご覧ください。

用 語	用語の定義
が ん と 診 断 確 定 さ れ た 時	医師または歯科医師 ^(※) が、病理組織学的所見(剖検や生検)、細胞学的所見、理学的所見(X線や内視鏡等)、臨床学的所見および手術所見の全部またはいずれかによってがんと診断確定した時をいいます。 (※) 被保険者が医師または歯科医師である場合は、被保険者以外の医師または歯科医師をいいます。
外 来 治 療	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
乳房再建術	がんの治療を直接の目的とした乳房の切除術により喪失された乳房の形態を皮膚弁 ^(※) または人工物を用いて正常に近い形態に戻すことを目的とする手術をいいます。乳頭または乳輪を対象とする手術は、乳房再建術には含みません。 (※) 皮膚弁: 皮膚の欠損部を被覆するための植皮術は含みません。
抗 が ん 剤	抗がん剤治療を受けた時点において、世界保健機関の解剖治療化学分類法による医薬品分類のうちL01(抗悪性腫瘍薬)、L02(内分泌療法)、L03(免疫賦活薬)、L04(免疫抑制薬)、V10(治療用放射性医薬品)に分類される薬剤をいいます。
抗 が ん 剤 治 療	抗がん剤を投与することにより、がんを破壊またはこれの発育・増殖を抑制することを目的とした、次の①から③までのいずれかに該当する診療行為 ^(※1) をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 ^(※2) に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為 ^(※3) ②先進医療 ^(※4) に該当する診療行為 ③①および②のほか、厚生労働大臣による製造販売の承認時に、被保険者が診断確定されたがんの治療に対する効能または効果が認められた抗がん剤を用いた診療行為 (※1) 診療行為 ホルモン剤治療を含みます。 (※2) 医科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。 (※3) 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表 ^(※2) に、抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為 歯科診療報酬点数表 ^(※5) に抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為のうち、医科診療報酬点数表 ^(※2) においても抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料の算定対象として列挙されている診療行為を含みます。 (※4) 先進医療 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている評価療養のうち、別に主務大臣が定めるものをいいます。ただし、先進医療ごとに別に主務大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものにかぎります。 (※5) 歯科診療報酬点数表 抗がん剤治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている歯科診療報酬点数表をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものを行い、他の保険契約等に関する事項を含みます。
※口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
※告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【団体傷害総合保険】【ゴルフ保険】【自転車保険】＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者ご本人の職業または職務（団体傷害総合保険の場合）

★他の保険契約等^(※)の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険、ゴルフ保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【新・団体医療保険】＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。

★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方（被保険者）がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医（担当医）に確認のうえ、ご回答ください。

★他の保険契約等^(※)の加入状況

（※）「他の保険契約等」とは、医療保険、がん保険、傷害保険、各種商品の入院特約等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【新・団体医療保険】

*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

（※）保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

- 「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

- ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
- ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合

- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。

など

- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

- 継続加入の場合において、保険金額の増額（特定疾病等対象外特約の削除を含みます。）等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

【団体傷害総合保険】【ゴルフ保険】【自転車保険】

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【弁護士費用総合補償特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

【新・団体医療保険】

- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害に対しては、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由（入院を開始された場合や手術を受けられた場合等）が生じた場合は、その保険金の支払事由に対しては保険金をお支払いします。

（注1）特別な条件付き（「特定疾病等対象外特約」セット）でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

（注2）がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約については、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に保険金の支払事由が生じた場合も保険金をお支払いできません。

（※1）継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。

（※2）医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。

【がん保険特約】

- ご加入初年度の保険期間の開始日の前日までにがんと診断確定されていた場合は、被保険者がその事実を知っているまたは知らないにかかわらず、がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約は無効（これらの特約のすべての効力が、ご加入時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。）となります。この場合において、告知前にご契約者または被保険者がその事実を知っていたときは、すでにお支払いいただいた保険料を返還しません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて5年が経過し、その期間内に被保険者ががんと診断確定されなかった場合は、この「無効」の規定を適用しません。

（注）ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- がんと診断確定された時が、ご加入初年度の保険期間の開始日より前である場合は、保険金をお支払いできません。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明) 続き

(注) ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約・がんと診断確定された日の関係等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 一部の疾病群について保険金お支払いの対象外とする条件(特定疾病等対象外特約をセット)でのご加入の場合、その疾病群およびその疾病群を原因とするがんについては保険金をお支払いできません。

【介護一時金】

- 疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたとき、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であるときは、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約においては、疾病、傷害その他の要介護状態の原因となった事由が生じたとき、ご加入初年度の保険期間の開始日より前であっても、ご加入初年度の保険期間の開始時からその日を含めて1年を経過した後に要介護状態(認定)に該当した場合は、保険金をお支払いします。

(注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でのご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
(注) ゴルファー保険でホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

<重大事由による解除等>

- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<他の身体障害または疾病の影響>

- 保険金のお支払いの対象となっていないケガや後遺障害、病気の影響で、保険金をお支払いするケガまたは病気等の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

【団体傷害総合保険】

- 加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
- 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 団体傷害総合保険では、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の2025年9月1日午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)に保険責任が始まります。

【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日(中途加入の場合は中途加入日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

【新・団体医療保険】

がん保険特約、がん診断保険金支払特約、がん外来治療保険金支払特約において、ご加入初年度の契約に待機期間設定特約がセットされている被保険者の保険金支払いの取扱い、対象となる特約等により異なります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合(保険金の支払事由に該当した場合またはホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。
事故の発生の日(保険金支払事由に該当した日、疾病の場合は入院を開始した日あるいは手術を受けた日)、がんと診断確定された日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。
(注) 個人賠償責任補償特約、ゴルフ賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出いただく必要があります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明） 続き

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、疾病状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書、紛争状況申告書、原因事故の内容を確認できる客観的書類 など
③	【団体傷害総合保険】 【ゴルフ保険】 【自転車保険】 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 【新・団体医療保険】 傷害または疾病の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、函面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

※保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容またはケガの程度および損害の額（保険金支払事由の内容・程度）等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

●ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書

同伴競技者1名^(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名^(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書

2. 費用支払を証明する書類

3. アテスト済のスコアカード(写)

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。

(※1) ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。

(※2) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。

①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員^(※3)

②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員

③同伴競技者以外の第三者^(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者

④ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフ場の個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)

(※3) そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

(※4) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

【新・団体医療保険(疾病保険特約)】

●初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、満期時にご継続をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明） 続き

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちいまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

【団体傷害総合保険】【ゴルフ保険】【自転車保険】

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

【団体傷害総合保険】【ゴルフ保険】【自転車保険】

保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

【新・団体医療保険】

保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

9. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱い商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ 被保険者の「生年月日（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【団体傷害総合保険にご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A 級	下記以外
B 級	木・竹・草・つる製品製造業者、漁業業者、建設業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石業者、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業業者
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

【団体傷害総合保険ファミリーコースにご加入になる方のみご確認ください】

- ☐ 被保険者の範囲についてご確認ください。

【「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみご確認ください】

- ☐ 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お手続き方法

- ◆ 保険契約者：日本精工株式会社
- ◆ 加入対象者：日本精工株式会社およびグループ会社の退職者
- ◆ 被保険者：日本精工株式会社の退職者およびグループ会社の退職者またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。
- ◆ 団体傷害総合保険
【ファミリーコース】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【パーソナルコース】被保険者本人のみが保険の対象となります。ただし、弁護のちからにご加入される場合は、未成年者を除きます。
- ◆ ゴルフ保険、自転車保険 被保険者本人のみが保険の対象となります。
- ◆ 新・団体医療保険
新規・継続加入は満79歳までの方が対象となります。
介護一時金支払特約の場合、被保険者の引受対象年齢は満79歳以下の方になります。
がん保険特約の場合、被保険者の引受対象年齢は満79歳以下の方になります。

ご提出締切日	保 険 期 間	保険料のお引き落とし月（一括払）
2025年7月18日（金）	2025年9月1日～2026年9月1日	2025年11月（保険始期の2か月後）

すでにご加入されている方へ

ご継続される方へ

「加入依頼書」に打ち出されている前年と同じ内容でご継続の場合は「加入依頼書」の提出は不要です。「加入依頼書」の内容をご確認いただき、ご希望のプランを必要に応じてご選択ください。締切日を過ぎて「加入依頼書」未提出の場合は、「加入依頼書」に印刷してある内容で、ご継続させていただきます。

※新・団体医療保険補償拡大の場合は、同封の告知書へのご記入・ご署名も必要となります。

新規ご加入希望の方へ

「加入依頼書」に必要な事項をご記入いただき、申込日ご記入・ご署名のうえ、ご提出ください。

※新・団体医療保険にご加入の場合は、同封の告知書へのご記入・ご署名も必要となります。

LINEで保険金の請求・保険会社とのやりとりが可能です

LINEでの保険金請求なら… 仕事や運転中など、忙しくて電話に出られない時でも大丈夫！

損保ジャパンのLINE公式アカウントのメニューからいつでも簡単に！ 事故のご連絡から保険金請求のお手続きまで完結できます！

トーク画面から事故の連絡（傷害保険のみ）

- 24時間いつでも連絡可能
- 専用アプリなどのインストール不要

事故のご連絡の際には「加入者番号」を必ずご入力ください。

保険金請求までチャットで完結（チャット：全保険商品対応、保険金請求：傷害・医療）

- チャットや画像で履歴が残るので^{※1} 分かりやすい
- 書類の記入・郵送が不要^{※2}
- 最短30分でお手続き完了

※1 チャットの内容はセキュリティの高い損保ジャパンのサーバーに保存されます。

※2 ご請求いただく保険金の内容によって、別途書類のご提出が必要となる場合がございます。



LINEの
保険金請求は
こちらから

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

● 取扱代理店

中外商事株式会社 NSK保険サービス事業部

東京サービスセンター（日精ビル内）

〒141-8608 東京都品川区大崎1-6-3

TEL.03-3779-9500

前橋サービスセンター（日本精工（株）旧前橋工場内）

〒371-8527 群馬県前橋市鳥羽町78

TEL.027-254-7756

滋賀サービスセンター（日本精工（株）大津工場内）

〒520-0833 滋賀県大津市晴嵐1-16-1

TEL.077-533-2626

滋賀サービスセンター 石部駐在（日本精工（株）石部工場内）

〒520-3180 滋賀県湖南市石部が丘1-1-1

TEL.0748-77-6511

大阪サービスセンター（大阪日精ビル3F）

〒540-0031 大阪府大阪市中央区北浜東1-26

TEL.06-6945-5266

● 引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第三部第三課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10 TEL.050-3808-5977 FAX.03-3231-9929（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

● 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター 【ナビダイヤル】0570-022808 <通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

● 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（24時間365日対応）

● 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

● このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方に渡しております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにも約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。